

VI. 明階総合課程（神道文化学部のみ対象）

本課程は、卒業と同時に指導的神職として活躍できる人材を育成することを目的として設置されています。本課程を修了した後、神社本庁の成績審査に合格すれば、「明階」の資格が授与されます。本課程を受講できるのは下記受講条件をすべて満たし、さらに神職を目指す意思の強固な者に限られます。

【取得階位】

本課程修了後、神社本庁の定める成績審査に合格した場合、神社本庁神職階位「明階」が授与されます（卒業時）。

【受講資格】

本課程を受講できるものは、下記の要件を満たしたうえで、神道研修部委員会が受講を許可した者に限ります。

1. 神道文化学部の4年生に在籍している者（再4年生は不可）。
2. 3年次終了時点において、「神職課程」に必要な単位（P155・156参照）をすべて修得している者（「神社祭祀演習ⅢA・ⅢB」は4年次に履修していること）。
3. 3年次終了時点において、「神職課程」に必要な神社実習をすべて修了し、その実習の優良な者。
4. 「神社祭祀演習Ⅰ」「神社祭祀演習Ⅱ」の評価がA以上であること。ただし、いずれか一科目はBでも可とする。
5. 卒業後、神社に奉職する意思の強固である者。

【履修手続】

1. 明階総合課程受講申請及び履修についての説明は、3年次の後期に行い、3月初めに申請を受け付けます。
2. 受講の許可を受けた場合、4年生の履修登録時に「明階総合課程」に必要な科目を履修してください。
3. 課程の受講を開始する年次の4月中旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から明階総合課程費を納入してください。

【履修上の注意】

本課程の必要単位及び実習を4年次終了時にすべて修得できなかった場合、再履修することはできません。再4年生になった場合も同様とします。

【神社実習について】

本課程を修了するには、科目履修の他に神社実習が必要となります。

神社実習に関する事務は、神道研修事務課が担当します（詳細は神道研修事務課掲示板で確認のこと）。なお、所定の神社実習は次のとおりです。

実習名	実習場所	実習期間
神宮実習	神宮	7日間
中央実習	神社本庁	3日間

【修了認定について】

本課程の修了認定は、下記必要科目の評価ならびに神宮実習及び中央実習の評価も勘案して行います。

【明階総合課程開講講座表】

授業科目の種類	神社本庁規程	授業科目	単位	開講	備考
必修科目 (14単位)	皇室・神宮に関する講義	祭祀学特殊講義	2	半期	講義
	神道教学・教化に関する講義 又は演習	神道教学特論	2	半期	講義
		神道教化システム論	2	半期	演習
	祭祀実技に関する講義又は演習	神社祭式特論	2	半期	演習
	神社の管理運営に関する講義 又は演習	神社管理特論	2	半期	講義
		神社実務演習	2	通年	講義
現代思潮に関する講義	現代時局論	2	半期	講義	